省　令

○総務省令第四十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月七日

総務大臣　新藤　義孝

住宅・土地統計調査規則の一部を改正する省令

住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第六条第一項第二号中ヲをワとし、へからルまでをトからヲまでとし、ホの次に次のように加える。

へ　建物内総住宅数

第六条第一項第四号中「別世帯の」を削り、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による転居に関する事項

第十三条第二項中「同項第二号イからホまで及びチ」を「同項第二号イからヘまで及びリ」に改め、同条第三項中「同項第二号イからホまで、チ及びヲ」を「同項第二号イからヘまで、リ及びワ」に改め、同条第四項中「翌月十五日」を「翌月二十四日」に改める。

第十五条第一項中「同項第二号イ、ロ、ト及びチ」を「同項第二号イ、ロ、チ及びリ」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。